

長岡市公告第150号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和4年6月14日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、観光周遊看板の作成設置について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と協議を行った上で契約を締結するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 観事委第1号
- (2) 委託名 長岡市観光周遊看板作成設置業務委託
- (3) 委託期間 契約締結日から令和4年9月30日（金）まで（予定）
- (4) 目的 本業務は、市の認知度向上、また、施設来訪後の周遊地の提案や、旅行者の滞在時間の拡大が期待できるような観光看板を市内4箇所の道の駅に作成、設置し、市の観光振興に寄与することを目的とする。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1)新潟県内に主たる事務所（本社、支社、営業所）を有し、長岡市（以下「本市」という。）の観光周遊看板作成に際して、十分な協議を行える体制を整えていること。
- (2)本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4)その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5)この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (6)この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生及び更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。

(8)宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。

(9)法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。

4 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和4年6月24日（金曜日）までに「参加表明書」を長岡市観光・交流部観光事業課に提出してください。

5 質問書の提出について

4により参加表明書を提出した者は、令和4年6月24日（金曜日）午後3時までに、書面により質問することができます。質問に対しては、令和4年6月30日（木曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 現場説明の有無

現場説明は行いません。

7 提案書の特定及び非特定通知

(1) 提出された提案書の内容を評価し、最も優れた提案を採用します。なお、評価の結果については、後日、特定・非特定の通知を送付します。

(2) 提案内容が特定するレベルに達していないと認めるときは、すべての参加者を非特定とする場合があります。

8 非特定理由の説明

非特定の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内(休日を含まない)に、その理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

(1) 詳細は簡易評価型プロポーザル実施要領によります。

(2) 説明書は長岡市のホームページからダウンロードできるほか、長岡市観光・交流部観光事業課において交付します。

(3) 不明な点については、下記担当に照会してください。

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市観光・交流部観光事業課 高杉・永井

電話 0258-39-2221

e-mail matsuri@city.nagaoka.lg.jp

FAX 0258-39-3234